

第 93 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 長崎県長崎市 個人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、乙の職員が、令和 4 年 9 月 30 日、長崎市大黒町の国道上において、片側 3 車線道路を公用車で走行中、運転操作の誤りにより第 3 通行帯から第 2 通行帯へ侵入し、第 2 通行帯を走行中の中型自動車と衝突して、負傷させた事案（以下「本件事案」という。）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第 1 条 本件事案に係る賠償額は、金 1,210,570 円とする。（全額保険負担）

第 2 条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令 和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。